

## 広島県告示第 843 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 10 月 20 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都大田区新蒲田 1 丁目 7 番 4 号 株式会社東横イン 代表執行役社長 重田 訓矩
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市栗原町字大向 9836-1 (仮称) 新尾道駅前ビル

### 2 申請の内容

66 の 2 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1 基, 66 の 2 ロ 旅館業の用に供する洗たく施設 2 基, 66 の 2 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 172 基を設置する。また, 汚水処理施設 1 基を設置し, 排水口を 4 か所設置する。

(1) 特定施設の種類の、能力及び使用の方法

(その1)

		新 設		新 設		
種 類		66 の 2 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1 基		66 の 2 ロ 旅館業の用に供する洗たく施設 2 基		
能 力 ( 1 日 当 た り )		100 食を調理		135kg を洗たく		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 4 か月後		着手後 4 か月後		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8 時間断続 (なし)		8 時間断続 (なし)		
項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
使 用 の 方 法	排出される汚水の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	(単位: mg/l)	生物化学的酸素要求量	200	250	200	250
		化学的酸素要求量	600	800	194	210
		浮遊物質	250	300	250	300
		窒素含有量	50	60	40	50
		リン含有量	5	6	4	5
	大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )	1,000 未満	1,000	1,500 未満	1,500	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	2	3	5	8		
汚 水 等 の 排 出 先		排水処理施設		排水処理施設		

(その2)

		新 設		新 設	
種 類		66 の 2 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (入浴施設 1~168) 168 基		66 の 2 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (入浴施設 N 1~N 4) 4 基	

能力（1日当たり）		各200Lの浴槽		各300Lの浴槽		
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	着手後4か月後		着手後4か月後		
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		12時間断続 (なし)		12時間断続 (なし)	
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
	排出 さ れ る 汚 水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	200	250	200	250
		化学的酸素要求量	200	240	200	240
		浮遊物質質量	250	300	250	300
		窒素含有量	10	20	10	20
		リン含有量	1	2	1	2
	大腸菌群数 (単位:個/cm <sup>3</sup> )		3,000未満	3,000	3,000未満	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )		29	36	2	3
汚水等の排出先		排水処理施設		排水処理施設		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 排水処理施設

		新設
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後4か月後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用の方法	項 目		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
染 理 前 処 理 後 の 汚 水 等 の 態 汚	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	200	250	5	10
	化学的酸素要求量		250	300	30	40
	浮遊物質質量		250	300	30	40
	窒素含有量		40	50	20	30
	磷含有量		4	5	2	3
	大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )		10,000	10,000	3,000 未満	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )			60.6	75.9	60.6	75.9
汚 水 等 の 排 出 先			No. 1 排出口			

(3) 排出水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目		新設	
			通 常	最 大
No. 1 排 水 口	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	5	10
	化学的酸素要求量		30	40
	浮遊物質質量		30	40
	窒素含有量		20	30
	磷含有量		2	3

大腸菌群数（単位：個／c m <sup>3</sup> ）	3,000 未満	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m <sup>3</sup> ）	60.6	75.9

（その2）雨水専用

No. 2 排出口, No. 3 排出口, No. 4 排出口 新設

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年10月20日から平成20年11月10日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに尾道市環境政策課